

大分県の重点課題を踏まえた組織的な人権教育の進め方とその実際

大分県教育庁 人権・同和教育課

1. 大分県の人権教育の課題

(1) 女性の人権問題

○スクールセクハラ

最近の傾向として被害者（児童・生徒）が被害者として認識していない場合がほとんどであり、家族からの相談が多い。男性からの相談もあり事象が多様化。相談の雰囲気から賠償金目当てと思われる事案もある。

☆スクールセクハラ防止委員会における組織的対応

基本的には、人権教育推進委員会と同じ形になるが、窓口は各校のスクールセクハラ相談窓口担当者となる。なお、スクールセクハラ事象が発生した場合は、速やかに委員会を開催して対応を検討する。当事者が様々な場合が考えられるので、所管する教育委員会への報告等の連携を密にして、適切な対応を行う。

※スクールセクハラ防止委員会と相談窓口の設置は、大分県教育委員会として、すべての学校に設置を義務づけている校内組織である。

[共通する環境]

- ・ほとんどの場合が携帯電話がらみであり、特にメールのやりとりからの個人的な接触が始まりスクールセクハラへと発展。
 - 個人の携帯電話を使つての生徒との連絡禁止。
- ・校内において、1対1での接触からのスクールセクハラへの発展。
 - 生徒指導、進路指導等を理由とした1対1対応を極力させない。

(2) 子どもの人権問題

○一人の人間としての対応（いじめ、体罰）

☆「いじめ」「体罰」と人権教育（学習）

- ・言葉による暴力（暴言）という考え方
- ・「いじめ」「体罰」は犯罪であるという理解

※一昨年度末に実施した「体罰」に係る調査では、報告のあった1300件のうち、31件の「言葉による暴力」の報告があげられた。大分県教育委員会では報告のあった31件については「体罰」とは認識していないが、重大なる人権侵害であると位置づけて今後対応をしていく。

(3) 高齢者の人権問題

- 高齢者が家族や地域の中で積極的な役割を果たし、各種の社会的な活動に参加できる社会の実現を目指す態度を身に付ける。(訪問・交流等)

(4) 障がいのある人の人権問題

①「ガイジ」発言

②合理的な配慮について

合理的な配慮とは「障害者が他の者との平等を基礎とし全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

(障がい者の権利に関する条約〔平成26年1月20日批准〕)

※批准=条約に対する国家の確認・同意を示す

障がいのある人の生きやすい社会はすべての人の生きやすい社会である。

肢体不自由のある人の合理的な配慮は見えやすいが、知的障がい、発達障がいの方への合理的配慮は十分な注意を必要とする。

(5) 同和問題

○賤称語発言について

毎年1～2件程度発生している。

<改善点>

①同和問題について職員研修の実施

②小学校からの人権・同和教育年間指導計画の見直し

③校内人権教育推進委員会等の組織的な対応のあり方の検討・構築

(6) 外国人の人権問題

○入国管理法改正後の対応

○在住外国人に対する差別や偏見をなくし、多様な民族や国籍の人々が共に生きる社会の実現に向けた実践的な態度を身に付ける。

○在日外国人幼児児童生徒の学校表簿の表記について

平成26年2月25日付け 教委人同第1248号 教委特支教第2998号
教委高第2589号

(7) 医療をめぐる人権問題

○エイズやハンセン病等について、その現状や歴史について正しく学ぶとともに、自分自身の生き方と関連させ、解決に向け、地域社会に発信・行動できる力と技能を身に付ける。

- ・ハンセン病についての今後の課題

(8) 様々な人権問題

○犯罪被害者やその家族の人権、インターネット社会の人権、性同一性障害等

※《拉致問題》
我が国の喫緊の国民的問題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

2. 人権教育の組織的対応について

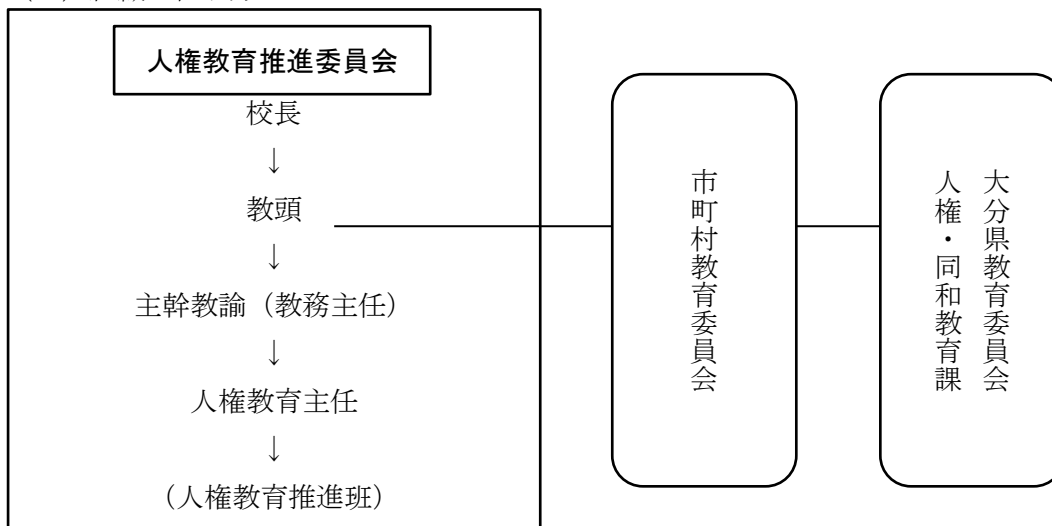
○差別事象、問題事象発生時の対応

- ・初期対応・・・情報共有、窓口の一本化

○日常の人権教育活動

- ・人権教育推進委員会の開催（最低年3回）

(1) 組織の在り方



(2) 組織の運営

全ての学校で全ての教職員が人権教育に取り組むためには、校長のリーダーシップの下、職員が一体となる体制を整え、目標設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取り組みを組織的・継続的に行うことが大切。

- 校長は、校内の「人権教育の推進」および「差別・問題事象発生時における対応」に係るすべての権限を持つ。
- 教頭は、校長を補佐すると同時に、「人権教育の推進」に向けて教職員を統括するとともに、「差別・問題事象発生時における対応」については、校長の指示を受けて市町村教育委員会と連絡を取る。(解放同盟支部への連絡は教頭が行う)
なお、県教委は市町村教委から連絡を受け、必要に応じて解放同盟大分県連へ連絡を行う。大分県連への対応は市町村教委と連携して県教委も行う。
- 教務主任は校長、教頭を補佐し、委員会の決定を受けて、各校務分掌間の連絡・調整・統括、学校運営全体との調整等を行う。

- ★人権教育主任は年間の「人権教育推進計画」を委員会に提案し、委員会の承認を経て決定した計画を教職員全体に周知すると共に、その進捗状況について点検を行い、委員会において評価を受ける。また、「差別・問題事象発生時における対応」については、その対応方法を委員会に提案して、校長の判断を仰ぐ。
さらに、保護者や生徒との人権に関する相談活動等の窓口となる。

(3) 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会は、人権教育の根底がすべての学校教育活動に関わるため、年度当初に第1回目を開催し、その後は学期末にその進捗状況を検討する必要がある。最低でも年度当初、中間、年度末の3回の開催をお願いしたい。

※ 人権教育推進委員会については、大分県教育委員会としてすべての学校に設置を義務づけている校内組織です。

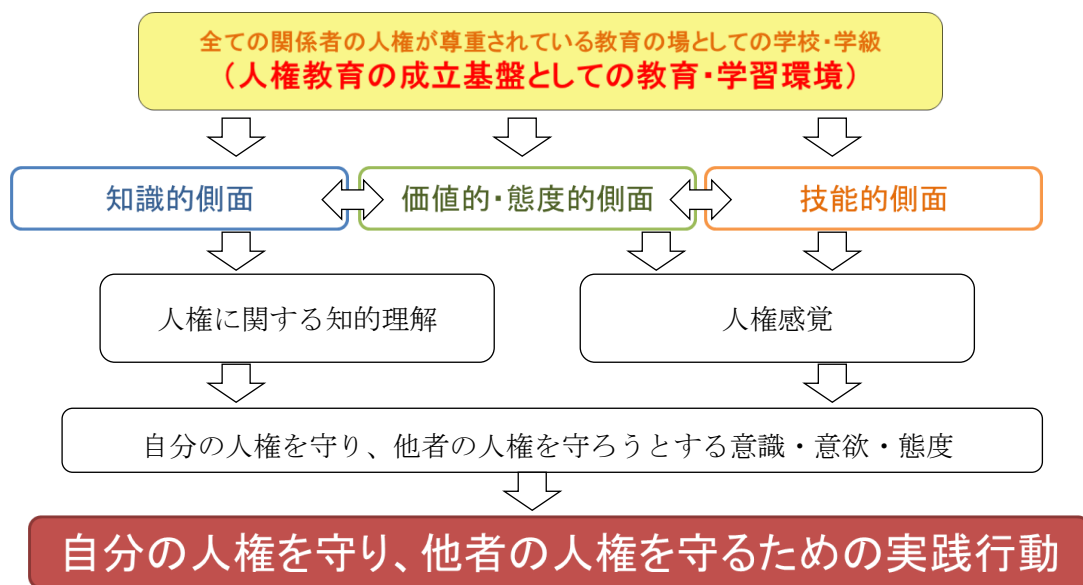
3. 人権教育のスタートそしてゴール

- ・「自分と他者とは違う」→これを生徒に理解させ、身につけさせるために様々な授業の工夫を行う 「第三次とりまとめ」の理解と実践

○人権教育とは・・・

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」

(人権教育・啓発推進法第2条)



○体験的参加型学習の導入

「第三次とりまとめ」の理解と実践

体験 → 話し合い → 反省 → 一般化 → 適応

- ・正しい知識を持つ ※最新の情報を学習する必要がある
- ・自分の問題として人権を考えられる児童生徒、地域住民へ
- ・知識を持った児童生徒、地域住民→実践できる児童生徒、地域住民へ

5. 今後の取り組み（人権教育全般）

○「みんなちがって、みんないい」

○ひとくくり

○「心の教育」と「権利の教育」

これまでの日本の人権教育→「道徳」中心の心の教育

これからの日本の人権教育→個人の持つ「権利」を教える教育

「人権」を守る社会から「使う」社会へ

※「自分の権利を主張することは、他人の権利を守る責任が生じる」

「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」ことの重要性を理解するための人権教育の確立が学校現場での最重要課題。そのためにも、コミュニケーション能力の向上と、これまでの道徳中心の心の教育に加えて、権利の教育としての人権教育の推進、「自分の権利を主張する際は、他者の人権を守る責任が生じる」という絶対的な原則の普及に努めていかななくてはなりません。

6. その他

○校内教職員研修における指導主事、社会教育主事の活用

昨年度59の学校、研究団体に招かれて共に研修を実施しました。本年度も、当課へ電話連絡のみで日程調整の上、研修へ参加させていただきます。60校以上の人権教育研修会への参加を目指しています。(内容や研修日の確認のため『校内研修・各研修会等申込書』〔様式1〕を提出していただきます)

市町村教育委員会と教育事務所へは当課から連絡します。

※時間は1時間30分程度(事前打ち合わせで調整します)

○講師団の活用(パンフレット)について